

## 神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託 仕様書

### 1. 業務名

神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託

### 2. 業務の目的

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権について、専門的な知識と経験を有する事業者回収業務を委託することにより、回収を促進し、貸付制度の適正な運用を図る。

### 3. 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 4. 委託費上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）  
成功報酬率は 25%を上限とする。

### 5. 事業内容

#### (1) 貸付金の概要

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とする貸付金。

#### (2) 対象債権

原則として、平成 29 年度末までに発生した未納債権のうち、償還期限が全て経過しているものを対象とする。

[参考] 平成 29 年度末時点における対象金額及び件数：約 90,000 千円（290 件）

過年度収納率：約 8.9%（平成 29 年度実績）

#### (3) 業務の内容

業務の主な内容については次のとおりとする。

ア 対象債権の借受人、連帯借受人及び連帯保証人（以下債務者等という。）に対する文書や電話等による催告及び交渉

- ・文書や電話、訪問等、適宜適切な手段による催告
- ・未納者からの分割納付相談への対応
- ・未納者からの聴き取り内容の記録

イ 債権回収業務

銀行、コンビニ等による収納。手数料は債務者等の負担とする。

ウ 収納金の保管

振込により債務者等から未収金の支払を受けるときは、本業務専用口座で受けなければならない。現金書留等による送金又は現金の受領があったときについても、当該専用口座に速やかに入金しなければならない。

エ 収納金の神戸市指定金融機関への払込

月末までの収納金を翌月 20 日まで（ただし、平成 31 年 3 月中の収納金は平成 31 年 4 月 10 日まで）に、神戸市が指定する方法により、当該金額を神戸市に納めなければならない。その際の手数料は受託者負担とする。

オ 委託債権の収納状況にかかる神戸市への報告

月末までの収納状況、対応状況を翌月 10 日までに神戸市に報告すること。債務者等とのトラブル、苦情等及び新たに知り得た債務者の情報（破産開始手続、民事再生手続等）については、随時報告すること。

カ その他債権回収のために必要な事務（債務者対応に関する記録及び神戸市への報告等）

### 6. 委託費の支払い

(1) 神戸市は、債務者から受託者に支払があった金額に成功報酬率（消費税及び地方消費税を含む）を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、委託費として受託者に支払う。

- (2) 受託者は、契約締結日から四半期毎の各期間に収納した額に基づき、委託費を算出し、請求書、請求内訳書をもって神戸市に請求する。
- (3) 神戸市は、前項の請求に基づき、検査合格後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に受託者に支払うこととする。

## 7. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
受託者は、関係条例、関係法令等を遵守するとともに、この仕様書又は神戸市の指示するところに従い、信義を守り誠実に委託業務を遂行するものとする。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 個人情報保護  
受託者は、委託業務を遂行するにあたり、個人情報を取扱う場合には、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 守秘義務  
受託者は、委託業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 不当介入における通報義務  
契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (6) その他  
受託者は、債務者に架電し、若しくは文書発送する場合又は債務者と面談等をする場合は、債務者に対し、神戸市から委託を受けて行うものであることを告げなければならない。

## 8. 情報の提供等

- (1) 神戸市は、受託者が回収業務を遂行するために必要な債務者の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、未収額等）を提供する。
- (2) 前項の情報は、電子データで提供するものとする。

## 9. 契約終了後の措置

- (1) 受託者は、契約が終了した時は、直ちに決済用預金の口座を閉鎖するとともに、保管している金額を神戸市に報告し、神戸市が指定する方法により、当該金額を神戸市に納めなければならない。その際の手数料は受託者負担とする。
- (2) 履行期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を神戸市に引き継ぐこと。

## 10. その他の留意事項

本仕様書に定めのない事項については、神戸市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 11. 担当課

神戸市こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課  
電話 078-322-0249 FAX 078-322-6119